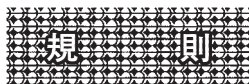


「厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年厚生労働省告示第495号）第2条第7号」に改める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

県立病院チーム



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年9月29日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第51号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の5の(28)のアの(イ)を同(シ)とし、同(シ)の前に次の事項を加える。

- (ク) 第57条の2第1項の規定による不正利得の徴収
- (コ) 第57条の3第1項の規定による報告等の命令及び質問
- (カ) 第57条の4の規定による資料の提供の要求等

別表第2の5の(28)のアの(ア)を同(ク)とし、同(ク)の前に次の事項を加える。

- (イ) 第24条の3第1項の規定による申請の受理
- (ロ) 第24条の3第2項の規定による障害児施設給付費の支給の要否の決定
- (ハ) 第24条の3第3項の規定による意見の聴取
- (ニ) 第24条の3第4項の規定による期間の決定
- (ホ) 第24条の3第6項の規定による施設受給者証の交付
- (ヘ) 第24条の4第1項の規定による施設給付決定の取消し
- (ニ) 第24条の4第2項の規定による施設受給者証の返還の請求

別表第2の8の(1)のア中「第21条の10第3項」を「第24条の19第1項」に、「措置」を「情報の提供、相談及び助言」に改め、同スをセとし、同イからシまでを同ウからスマまでとし、同アの次に次の事項を加える。

イ 第24条の19第2項の規定によるあつせん、調整及び要請

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

行政システム改革チーム